

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【1 公会計制度について】

#### Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者の皆さまからお支払いいただく学校給食費を市の会計に入れ（歳入）、購入した学校給食の食材費を市の会計から支払う（歳出）ことです。

令和 2 年度までは、保護者の皆さまから学校に支払われた学校給食費が、学校給食センターに支払われ、学校給食の食材購入に充てられていました（私会計）が、令和3年度から学校給食費の管理を市の予算として取り扱う「公会計」方式に移行しています。

#### Q1-2 公会計化前（令和2年度以前）と比べ、保護者にとってはどのようなことが変わりましたか？

A1-2 学校給食費の公会計化後は、公会計化前と比べ、次の4点が変わりました。

- ① 学校給食費の支払い先が、学校から東広島市に変わりました。
- ② 引落口座として、市内 13 の金融機関の口座が利用できます。
- ③ 各納期の納入は定額支払いとし、3月を精算月とします。
- ④ 入学時や給食を長期欠食する時などに、書類の提出が必要です。